

2022年6月30日

保険金等の支払漏れ等が判明し、追加でお支払いした件数・金額(2021年度)

2021年度に簡易保険の契約について保険金等のお支払いを行った事案に関し、支払漏れ等(支払漏れ(※1)・請求案内漏れ(※2)等)が判明し、2021年度に追加的なお支払いを行った事案は以下のとおりです。

(※1)支払漏れ : 保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、支払対象と判断することが可能であった事案(事務ミス等により本来支払うべき金額より少なくお支払いしていた事案)。

(※2)請求案内漏れ : 保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、請求を受けた保険金・給付金以外にも支払える可能性がある保険金・給付金があったにもかかわらず、通常の検証作業(原則として当初のお支払いから1カ月以内)で把握できず、後日請求案内の上、追加支払を行った事案。

	2021年度 合計	弊社が自ら支払漏れ等を把握し、追加的に支払ったもの (内部発見)	お客さま等からの申出・照会により、支払漏れ等が判明し、追加的に支払ったもの (外部発見)
件数 〔単位:件〕	71	60	11
金額 〔単位:百万円〕	17	12	4

※上表のほか、2020年度以前に保険金等のお支払いを行った事案に対し、2021年度に追加的なお支払いを行った事案が404件・76百万円ありました。